

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料一覧表

・建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（法第12条第1項、第13条第2項）

単位：円

		標準入力法	モデル建物法	向上計画認定 他の建築物	備考
非住宅又はその部分 の床面積の合計	300 m ² 未満	208,000	79,900	9,550	
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	262,000	102,000	16,000	
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	335,000	133,000	25,400	
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	478,000	216,000	73,900	
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	588,000	281,000	116,000	
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	696,000	338,000	147,000	
	25,000 m ² 以上	793,000	396,000	183,000	

・建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（法第12条第2項、第13条第3項）

・建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明手数料（施行規則第11条）

非住宅部分の床面積の区分に応じ、上記の表により算定した額の2分の1の額

建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料一覧表

単位:円

申請の区分		手数料の額			備考	
建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（法第34条）	一戸建ての住宅	1件につき		A	1 計算の結果、100円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。 2 建築確認審査の申出がある場合は、手数料条例の規定により算定した建築確認申請手数料の額を加算する。	
	共同住宅等			B		
	非住宅			C		
	複合建築物	全体	1件につき			(A or B) + C
		住宅部分				A or B
		非住宅部分				C
建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（法第36条第1項）	一戸建ての住宅	1件につき		A/2		
	共同住宅等			B/2		
	非住宅			C/2		
	複合建築物	全体	1件につき		[(A or B) + C]/2	
		住宅部分			(A or B)/2	
		非住宅部分			C/2	

単位:円

		適合証なし	適合証あり	誘導仕様基準	モデル建物法	備考
A	【一戸建ての住宅】	200 m ² 未満	32,100	5,100	16,800	—
		200 m ² 以上	35,600	5,100	18,100	—
B	【共同住宅等】 共同住宅等又はその部分の床面積	300 m ² 未満	63,500	9,550	30,800	—
		300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	106,000	19,400	52,700	—
		2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	179,000	41,600	94,500	—
		5,000 m ² 以上	256,000	73,900	143,000	—
C	【非住宅】 非住宅又はその部分の床面積の合計	300 m ² 未満	208,000	9,550	—	79,900
		300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	262,000	16,000	—	102,000
		1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	335,000	25,400	—	133,000
		2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	478,000	73,900	—	216,000
		5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	588,000	116,000	—	281,000
		10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	696,000	147,000	—	338,000
		25,000 m ² 以上	793,000	183,000	—	396,000

設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算定において、共用部分を評価しない方法による場合は、手数料算定に用いる床面積は共用部分の床面積を除く床面積とする。

建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料一覧表

単位:円

申請の区分	手数料の額	備考
建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料（法第41条）	一戸建ての住宅	A
	共同住宅等	B
	非住宅	C
	複合建築物	B + C

単位:円

	標準入力法	モデル建物法 仕様基準 モデル住宅法 フロア入力法	適合証有	備考	
A	【一戸建ての住宅】 200 m ² 未満	32,100	16,800	5,100	
	200 m ² 以上	35,600	18,100	5,100	
B	【共同住宅又は長屋】 共同住宅等又はその 部分の床面積	300 m ² 未満	63,500	30,800	設計一次エネルギー消費量及び 基準一次エネルギー消費量の算 定において、共用部分を評価しな い方法による場合は、手数料算定 に用いる床面積は共用部分の床 面積を除く床面積とする。
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	106,000	52,700	19,400	
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	179,000	94,500	41,600	
	5,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	256,000	143,000	73,900	
C	【非住宅】 非住宅又はその部分 の床面積の合計	300 m ² 未満	208,000	79,900	
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	262,000	102,000	16,000	
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	335,000	133,000	25,400	
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	478,000	216,000	73,900	
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	588,000	281,000	116,000	
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	696,000	338,000	147,000	
	25,000 m ² 以上	793,000	396,000	183,000	